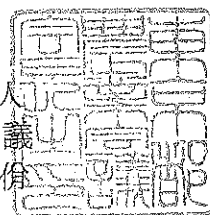


3 東農発第549号  
令和4年3月30日

区市町村農業委員会長 様

一般社団法人  
東京都農業会議  
会長 青山 侑



「令和4年度最適化活動の目標」の設定と提出および「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録推進要領」等の送付について

平素、本会の活動推進にあたりましては、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、農林水産省から通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」（以下、農林水産省通知）が発出され、農業委員会の最適化活動の目標設定や点検、活動の記録について改めて示されたところでございます。

この農林水産省通知につきましては、本年3月23日に開催した本通知に関する対応検討会にて対応を協議し、令和4年度の最適化活動の目標は、各農業委員会で作成後、5月末までに本会が確認をし、6月末までに東京都に提出する旨申し合わせたところでございます。

つきましては、各農業委員会におかれましては、令和4年度の最適化活動の目標を設定頂き、5月29日（金）までに本会までお送り頂きますようお願いいたします。本会の確認後、東京都へ6月末までに提出して頂くこととなります。

また、農林水産省通知にて最適化活動の記録について改めて示されたことを受け、別添のとおり、令和4年度の農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録推進要領を定め、改訂した活動記録カード等につきましては、下記により送付いたします。

つきましては、趣旨ご理解の上、本年度の活動を進めるにあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員に配布頂きますようお願い申し上げます。

また、① 別表1・② 別表2および③ 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録推進要領につきましては、後日、メールにて送付いたします。

記

送付資料等

- (1) 令和4年度の最適化活動の目標設定スケジュール・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 最適化活動の目標設定様式（別記様式1）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 「活動記録推進要領」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (4) 別表1・別表2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 「活動記録カード」（別便）・・・・・・・・・・・・・・・・ 別記
- (6) 3月23日開催農林水産省通知に関する対応検討会資料・・・・・・ 1部

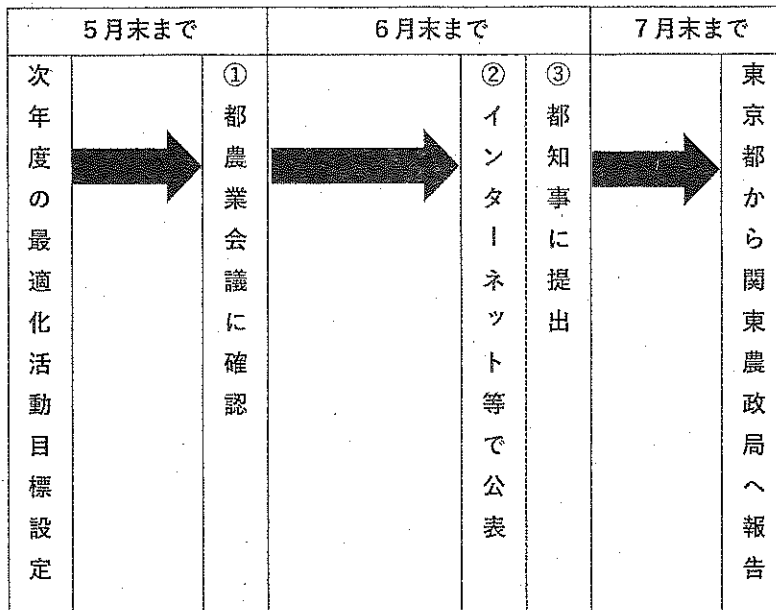
担当＝東京都農業会議 飯田・松澤  
TEL 03-3370-7146



農業委員会による最適化活動の推進等について（スケジュール）

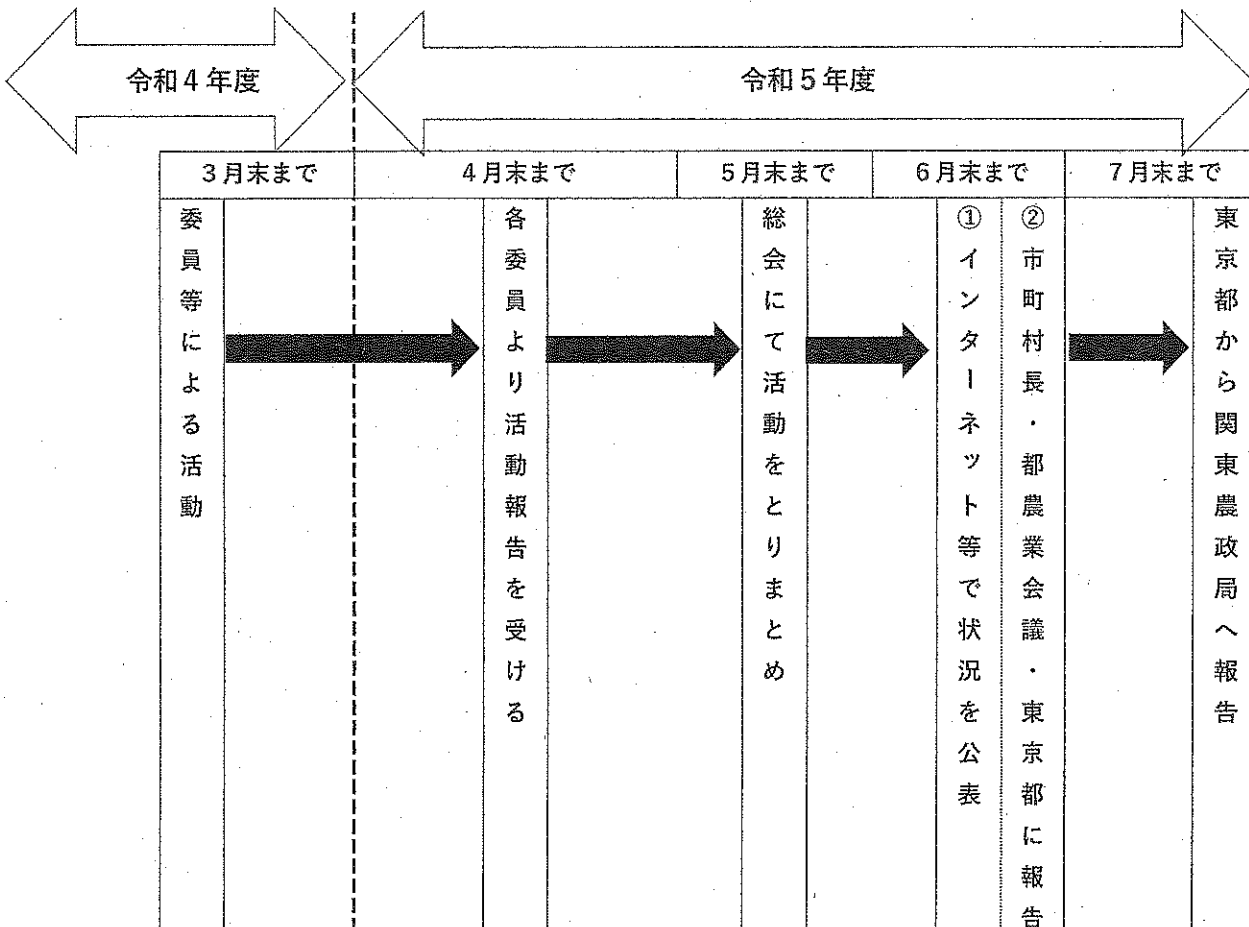
令和4年度の目標設定・点検評価（メモ）

1. 令和4年度の目標設定スケジュール



※ 本目標設定スケジュールは、令和4年度のみの特例。

2. 令和4年度の点検評価スケジュール



# 「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録」推進要領

一般社団法人  
東京都農業会議  
令和3年3月

## 1. 目的

東京都内の農業委員会では、かねてより「活動記録カード」の利用を農業委員・農地利用最適化推進委員の日常活動の重点として位置づけ、記録の徹底をはかってきた。

かかる情勢のもと、農業委員会の役割がより一層期待されるなか、まさに農業委員と農地利用最適化推進委員による積極的な活動が農業委員会の活動を支えることとなる。

また、本年2月には農林水産省から通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」（以下、農林水産省通知）が発出され、農業委員会活動の目標設定や点検の実施等とともに、活動を記録することが改めて示された。

この農林水産省通知を受け、これまでの活動記録カードを改訂し、行動する農業委員会として、目に見える活動を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員による記録の徹底をはかり、共通認識による課題検討を進め、具体的提案や解決等に結びつける活動を実践するものとする。

## 2. 内容

### (1) 活動の記録

「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カード」により進めるものとする。

1日の活動につきカード1枚に記録することとし、1日に複数の活動を行った場合にはカード1枚に全て記録するものとする。

### (2) 記録する主な活動内容

ア. 総会

イ. 農業委員・農地利用最適化推進委員として出席する会議・研修会・座談会

ウ. 資料・調査票の配布・回収

エ. 市民・学校教育等との交流活動

オ. 農地法・生産緑地・相続税等納税猶予制度等に関する現地確認

カ. 農地の見まわりや確認

※日常の農作業等のなかで、農地を確認したなど短時間の活動についても漏れなく活動として記録する。

キ. 地域の農業者から相談や指導・調整

### (3) 期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### (4) 活動目標

農業委員・農地利用最適化推進委員ひとりあたり月6枚（6日）以上を目標とする。

### (5) 重点

特に「農地保全・利活用促進月間」（令和4年8月～10月）に積極的に活用する。

（農林水産省通知に定める活動強化月間として設定）

### (6) 活動事項の検討

ア. 毎月の活動記録事項を別表1にとりまとめる。

イ. 提出された活動内容について月1回の定例会で必ず報告し、共通認識を深める。

ウ. 問題の解決に向けて対応方策を検討し具体的な提案を行っていく。

## 3. 関係行政機関への意見提出等の推進

日常活動や農家座談会などを通じて明らかになった意見・要望等を集約し、関係行政機関への意見提出（農業委員会法38条）等に結びつける。

## 4. 取りまとめ

(1) 令和4年度末に件数等を取りまとめて（一社）東京都農業会議へ報告を行う。（農業委員会活動の集約に添付）

(2) 本とりまとめを農林水産省通知に定める各様式に記載する活動日数とする。



# 活動記録カード

月日	令和	年	月	日	農業委員名 農地利用最適化推進委員名	
A 総会 B 農業委員会・農業会議の会議・研修等 C その他の会議・会合 ( _____ ) D 資料・調査票の配布・回収 E 市民・学校教育等との交流活動 ----- F 農地の見まわりや確認 ※ 日常の農作業の際に農地を確認したなど短時間の活動も漏れなく記録してください G 現地確認 H 相談・指導・調整 I その他 ( _____ )						
活動のF～Iの主な内容(下記に○印をし裏面に具体的な内容を記載をしてください)						
農地	1	日常の見まわり				
	2	農地法3条				
	3	農地の転用				
	4	農地の賃貸借等の解除				
	5	農地利用状況調査等				
	6	生産緑地	……	市街化区域		
	7	都市農地貸借円滑化法	……	市街化区域(生産緑地)		
	8	相続税等納税猶予制度	……	主に市街化区域		
	9	利用権の設定	……	市街化区域以外		
	10	農地中間管理事業	……	市街化区域以外		
	11	非農地証明・非農地判断	……	市街化区域以外		
	12	登記官等照会				
	13	農地のあっせん・集積	……	主に市街化区域以外		
	14	新規就農・参入に関する事項				
	15	不耕作農地				
	16	国有農地				
経営	17	農業経営に関する事項				
	18	労働力・後継者				
	19	認定農業者・認定新規就農者				
	20	栽培・作付けなど				
税	21	相続税				
	22	その他の税制 ( _____ )				
	23	その他 ( _____ )				
複数の活動を行った日はすべての活動について記録してください						